

第25回 宇治市農業委員会議事録

下記議案審議のため、令和7年7月7日（月）午後1時30分より、第25回宇治市農業委員会定例総会を宇治市役所8階大会議室において開催した。

記

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について

第1号報告 農地法第4条の規定による届出の受理について

第2号報告 農地法第5条の規定による届出の受理について

（出席委員）

2番 徳田 明子	3番 中林 和夫	4番 藤井 武雄	5番 山崎 省吾
6番 井内 英樹	7番 佐原 敏	8番 中西 秀友	9番 辻 四一郎
10番 吉田 利一	11番 今村 正喜	12番 小島 佳剛	13番 清水 幹央

（欠席委員）

1番 欠員	14番 寺川 勝之
-------	-----------

（農地利用最適化推進委員）

村田 昇造	水谷 修	北村 嘉朗
-------	------	-------

（事務局）

澤田 局長	稲垣 次長	清水（囑託）	村田（囑託）	北岡（囑託）
-------	-------	--------	--------	--------

	(午後１時３０分 開会)
局 長	定例総会の開会に先立ちまして、事務局から報告いたします。 本日の定例総会に寺川委員から欠席の届がなされております。 本日の定例総会は在任委員１３名の内、出席委員は１２名であり、「農業委員会等に関する法律第２７条第３項」の規定により定足数を満たしていますので、成立しておりますことをご報告いたします。 また、中井推進委員から欠席の連絡を受けております。 それでは、議事進行につきまして、吉田会長よりお願いいたします。
議 長	それでは、ただ今から、第２５回宇治市農業委員会定例総会を開会いたします。 本日の議事録署名委員は、今村委員、徳田委員のお二人をお願いいたします。 現地調査委員につきましては、徳田委員と中林委員のお二人でした。ご苦勞様でした。後ほど現地調査の報告をお願いいたします。 それでは、はじめに「第１号議案 農地法第３条の規定による許可申請に係る承認について」を議題といたします。 事務局より、説明願います。
局 長	それでは、「第１号議案 農地法第３条の規定による許可申請に係る承認について」一括して３件をご説明申し上げます。 番号１につきましては、譲渡人は営農規模の縮小、譲受人は農業の経験年数３９年の方で営農規模拡大のため所有権を移転されるものです。営農計画では水稻を栽培される予定です。 次に、番号２及び３ですが、同一譲受人への所有権移転となります。譲渡理由につきましては、番号２については条件の良い土地への移転を検討されており、番号３につきましては、所有農地は本筆のみで廃農となります。 譲受人は、農業の経験年数７年の方で、第２号議案番号５の転用事業者である株式会社の代表者でもあります。 地図の２頁をご覧ください。番号２から５までは農振農用地区域で、農地法第３条による所有権移転、番号８及び９は市街化調整区域ではありますが、農用地区域からは外れており、農地法第５条による駐車場への転用申請となります。 営農計画では、小カブ、万願寺唐辛子を栽培される予定です。 なお、いずれも農地法第３条第２項各号の不許可の条文には該当しないことを

	確認しております。 以上です。
議 長	続きまして、中林委員より現地調査の報告をお願いします。
中林委員	報告します。去る 6 月 2 5 日、事務局の案内で徳田委員と現地調査に行っていました。 番号 1 の槇島町●●●●の利用状況につきましては、田で、耕作されていました。 番号 2 の槇島町●●●●、●●及び●●の利用状況につきましては、ハウスが建てられており、一部は不作付地でした。 番号 3 の槇島町●●●●の利用状況につきましては、倉庫と畑がありました。 以上です。
議 長	報告が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。
水谷推進委員	農用地区域と農用地区域外の区切り線はどの辺りに入っているんですか。近隣はちゃんと営農しているところばかりだと思いますが、水路はどうなるんでしょうか。
局 長	地図番号 2 及び 3 の東側が境目になります。南北については現在資料がありませんが、水路を挟んで南側は農用地区域です。宇治槇島線までの部分です。
議 長	地図番号 5 はどうですか。
局 長	地図番号 5 は農振農用地です。
今村委員	ビニールハウスはそのままに使われるんですか。
局 長	お聞きしておりませんが、営農計画では小カブと万願寺唐辛子を栽培されるということです、おそらくはそのまま使われます。
水谷推進委員	開発するところについて、地図番号 8 及び 9 が駐車場ですよね。駐車場の形はどのような形になるんでしょうか。

局 長	第 2 号議案でご説明します。
議 長	他にご意見等はございませんか。 異議なしの声
議 長	ただ今の異議なしをもって「第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。 次に「第 2 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見について」を議題といたします。 事務局より説明願います。
局 長	それでは、「第 2 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見について」一括して 5 件をご説明申し上げます。 番号 1 につきましては、隣接の家屋も含めて、土地の形状は変えずに、自社製キャンプ用品の展示場と耐久性の試験場、商談スペース等を兼ね備えた施設として活用される予定です。隣接農地はありません。 次に番号 2 につきましては、茶畑の一部を関係法人が借地し、電気・ガスを利用した新熱源のてん茶炉を設置するための転用となります。 次に番号 3 及び 4 につきましては、安田町の開発関連ですが、いわゆる A 工区内の仮設沈砂池に係る一時転用許可の事業計画変更となります。 当該仮設沈砂池の容量については、当初 1, 0 0 0 m³でしたが、本年 3 月 2 4 日付で 3, 0 0 0 m³に変更することについて、変更許可を取得されております。 今回は、巨椋池土地改良区との協議の中で、最終的に 1, 5 0 0 m³の容量で調整が整ったことから、改めて変更手続きを行うものです。 なお、今回の変更については、転用の範囲は変わらず、深さと堰堤の内法の変更による容量の縮小であることから、現場は既に変更後の内容で完成しております。 次に番号 5 につきましては、先ほど触れさせていただきましたが、露天駐車場 4 7 台分を整備するための転用です。南側にある細長い現駐車場についても売買契約を交わされており、進入はそちらから行われます。雨水は自然浸透、境界には見切りコンクリートを設置されます。 以上です。

議 長	続きまして、徳田委員、中林委員より現地調査の報告をお願いします。
徳田委員	報告します。去る 6 月 2 5 日、事務局の案内で中林委員と現地調査に行っていました。 番号 1 の炭山●●●●、●●及び●●の利用状況につきましては、一部不作付地で、果樹が植わってありました。 番号 2 の五ヶ庄●●●●の利用状況につきましては、茶畑でした。 番号 3 の安田町●●●●及び●●、並びに番号 4 の安田町●●●●の利用状況につきましては、沈砂池が作られてありました。 以上です。
中林委員	報告します。去る 6 月 2 5 日、事務局の案内で徳田委員と現地調査に行っていました。 番号 5 の槇島町●●●●及び●●の利用状況につきましては、ハウスが建っており、一部は不作付地でした。 以上です。
議 長	報告が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。
水谷推進委員	番号 5 ですが、南側の細長い駐車場と繋がるのでしょうか。
局 長	南側の細長い駐車場については、既に売買契約がなされております。そこは民有道路のような形で使用されると聞いております。今回の申請地が 4 7 台分の新たな駐車場として整備されます。
水谷推進委員	既存の駐車場から進入するんですか。
局 長	既存の駐車場は、今回の申請地の民有道路として整備されますので、駐車場ではなくなります。
水谷推進委員	周辺農地の営農に支障が生じたり、第 1 号議案で許可された農地もだんだんと営農が難しくなったりしないように、農振地域へ影響を及ぼさないことを担保しながら進めてもらいたいです。
局 長	不審な動きがないかどうか、委員の皆さんに監督していただくことになりま

	す。また、農地法第3条申請につきましては、今まで違反転用があったか等ヒアリングシートを付けていただく必要があります。あくまで自己申告になりますが、少なくとも宇治市内で何か違反等をされた場合は、新たに第3条で申請された際、より厳格に審査できることになります。 今回の第1号議案で申請のあった農地は農用地ですので転用できませんが、例えば第3条で農地を取得後、一回も作付けされずに転用された場合は、次回農地を取得することが認められません。
議 長	それだけ厳しくなったのですね。この地域はどの委員が担当していますか。
水谷推進委員	推進委員としての地区担当は私です。
井内委員	地元委員は私です。
議 長	よく監督してもらうようお願いします。
中西委員	地図番号5から駐車場に入るんですか。
局 長	いいえ、地図番号5の東側の既存駐車場から入ります。
議 長	既存駐車場部分は農地ではないから議案に出てこないんですね。 他にご意見等はございませんか。
	異議なしの声
議 長	ただ今の異議なしをもって「第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について」は、議案のとおり「承認すべきもの」との意見を付して知事に進達することといたします。
	続きまして、専決処分 of 報告について、事務局から報告願います。
局 長	それでは、はじめに「第1号報告 農地法第4条の規定による届出の受理について」3件をご説明申し上げます。 番号1につきましては、既に平成4年5月頃、先代が農地法を知らずに露天駐車場として整備し、これまで使用されてきたもので、顛末書が提出されておしま

	す。 番号 2 につきましても、昭和 4 6 年頃から、自家用 2 台及び月極 9 台分の駐車場として使用されてきたもので、顛末書が提出されております。 番号 3 につきましては、露天駐車場 7 4 台分を整備するための転用で、東側の民地所有者に貸与される予定です。雨水は自然浸透、境界にはコンクリートブロックを設置されます。 農地法関係事務処理要領に基づき審査を行い、農地法施行令第 3 条第 2 項の規定に基づき、すでに書面で通知を行っております。 続きまして「第 2 号報告 農地法第 5 条の規定による届出の受理について」2 件をご説明申し上げます。 番号 1 につきましては、型枠や足場等の資材置場としての転用で、雨水は自然浸透です。 番号 2 につきましては、露天駐車場 3 4 台分を整備するための転用で、境界にはブロック壁、側溝を設置し、雨水は西側水路へ放流されます。 農地法関係事務処理要領に基づき審査を行い、農地法施行令第 1 0 条第 2 項の規定に基づき、すでに書面で通知を行っております。 以上です。 議 長 事務局から報告のあった件について、何かご質問はございませんか。 なしの声 議 長 ないようですので、以上をもちまして本日の議案審議及び報告案件は終了いたします。どうもご苦労様でした。 なお、個人情報の関係で議案書等の総会資料につきましては、回収させていただきますので、お帰りの際は机の上に置いて帰っていただきますようお願いいたします。
--	--

(午後1時55分審議終了)

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____